

# 山梨県公報

第百八十八号

令和三年

五月十日

月 曜 日

## 目次

○山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部……二二七

○道路の区域変更(三件)……………二二八

○道路の供用開始……………二二八

○使用料の収納事務の委託……………二二九

## 公 告

○一般競争入札について……………二二九

○大規模小売店舗の名称等の変更の届出……………二二九

○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出……………二二九

○使用料の収納事務の委託……………二二九

○土地改良区役員の退任及び就任……………二二九

○基本測量の終了……………二二九

## 告 示

### 山梨県告示第百四十四号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年五月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額(平成十六年山梨県告示第二百

十九号)の一部を次のように改正する。  
本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、〇八一円	一三、三八四円
二十歳以上二十五歳未満	五、五八九円	一三、三八四円
二十五歳以上三十歳未満	六、一六四円	一四、三二二円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七七円	一七、一六三円
三十五歳以上四十歳未満	六、八五四円	一九、四〇七円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇七〇円	二一、六〇一円
四十五歳以上五十歳未満	七、二〇八円	二二、七六〇円
五十歳以上五十五歳未満	七、〇九〇円	二五、三〇八円
五十五歳以上六十歳未満	六、五八三円	二五、〇九三円
六十歳以上六十五歳未満	五、四二〇円	二〇、八七〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一五、二五八円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三八四円

### 附 則

(施行期日)

- この告示は、公布の日から施行する。(適用区分)
- この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に

関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の規定は、令和三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

**山梨県告示第百四十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和三年五月三十一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年五月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府中央右左口線
- 三 道路の区域

区間	旧新敷地の幅員の別（メートル）		延長（メートル）
	旧	新	
甲府市中小河原一丁目九七七番五地先から甲府市中小河原一丁目七九五番地先まで	五・九 七・二	十一・〇 十三・五	四二〇・〇 四二〇・〇

**山梨県告示第百四十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年五月三十一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年五月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道

- 二 路線名 富士河口湖笛吹線
- 三 道路の区域

区間	旧新敷地の幅員の別（メートル）		延長（メートル）
	旧	新	
笛吹市御坂町上黒駒字八町山六八六七番二地先から笛吹市御坂町上黒駒字八町山六八六七番二地先まで	一一・八 一六・〇	一一・〇 一四・四	三八・五 三八・五

**山梨県告示第百四十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年五月三十一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年五月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士河口湖笛吹線
- 三 道路の区域

区間	旧新敷地の幅員の別（メートル）		延長（メートル）
	旧	新	
笛吹市御坂町上黒駒字八町山六八六七番二地先から笛吹市御坂町上黒駒字八町山六八六七番二地先まで	八・一 一一・三	一一・〇 一四・四	九八・五 九八・五

**山梨県告示第百四十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和三年五月三十一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年五月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府精進湖線	甲府市小瀬町字北屋敷三八五番 一地先から 甲府市小瀬町字北屋敷三八一番 三地先まで	六五・五	令和三年五月十日

### 山梨県告示第四百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和三年五月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 埼玉県さいたま市大宮区大門町一番地一号 弁護士法人ライズ総合法律事務所
- 二 委託に係る使用料 県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料
- 三 委託の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

## 公 告

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年五月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 調達をする役務の名称及び数量
- (一) 名称 総合的行政文書管理システム構築業務（以下「本構築業務」という。）
- (二) 数量 一式
- 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 履行期間 契約締結の日から令和五年三月三十一日まで
- 4 履行場所 山梨県庁及び知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所屬 山梨県総務部行政経営管理課
- 三 一般競争入札の参加資格 入札者が単体企業の場合にあつては1に、共同企業体（以下「JV」という。）の場合にあつては2に示すとおりとする。
- 1 単体企業の場合 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれにも該当しない者
- (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされていない者
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は法人であつてその役員が暴力団員でないもの
- (四) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けている者
- (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいる者
- (六) 令和三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（令和三年山梨県告示第百十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者
- (七) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成十年四月一日）」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (八) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(九) 本件仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、ISSMS(情報セキュリティ管理システム)について、ISO27001の基準に適合することの認証を取得し、又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの使用を認められている者

2 JVの場合 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(一) JVの構成員の資格要件

ア 構成員の全てが1(一)から(八)までの要件を満たすこと。

イ 1(九)は、代表構成員が該当すること。

(二) JVの資格要件

ア JVの構成員は、三社以内であること。

イ JVの代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ JVの各構成員は、他のJVの構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 令和三年五月十日(月)から同年六月二日(水)まで(山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部行政経営管理課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 令和三年五月十日(月)から同年六月二日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

3 3に掲げる場所において直接交付する。なお、交付に当たっては、秘密保持に関する誓約書及び31(九)の要件を満たす者である証明書等を提出すること。また、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六7(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年六月二十五日(金)午後四時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館三階 労働委員会東側予備室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸

の内一丁目六番一号山梨県総務部行政経営管理課宛に令和三年六月二十四日(木)午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) 入札公告において示した入札書の受領期限までに入札書が到達しなかったとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法

(一) 落札決定は、総合評価一般競争入札をもって行うため、入札書及び技術提案書等を提出すること。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算定された価格点と技術点を合計した総合評価点が高い者を落札者とする。

ア 入札価格が山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案書の内容が入札説明書に添付する技術提案書作成要領で指定する必須項目を全て満たしていること。

(三) 低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札決定が有効とならない場合がある。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要  
7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部行政経営管理課（電話〇五五―二二三―一四二三）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be required:

Development of System for Comprehensive Official Documentation

Management for Yamamashi Prefectural Government 1 set.

2 Date and time for tender: 4:00PM June 25, 2021

3 Bureau in charge: Administrative Management Division, General Affairs

Department, Yamamashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu

Yamamashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1413

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年五月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ユニー株式会社  
社 代表取締役 関口憲司 愛知県稲沢市天池五反田町一番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地（仮称）MEGAドン・キホーテUNY石和店 山梨県笛吹市石和町窪中島字新開町百五十四番地外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
アピタ石和店	(仮称) MEGAドン・キホーテUNY石和店
	Y石和店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 愛知県稲沢市天池五反田町一番地	ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司 愛知県稲沢市天池五反田町一番地

3 変更の年月日 平成三十一年四月十五日外

三 届出年月日 令和三年四月二十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年九月十日まで

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年五月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住所
ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司	愛知県稲沢市天池五反田町一番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称（仮称）MEGAドン・キホーテUNY石和店

(二) 所在地 山梨県笛吹市石和町窪中島字新開町百五十四番地外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	位置 届出の図面のとおり 収容台数 千五十台 次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 ユニー株式会社 イ 開店時刻 午前九時 ロ 閉店時刻 午後九時	位置 届出の図面のとおり 収容台数 七百九十五台 次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 UDRリテール株式会社 イ 開店時刻 午前七時 ロ 閉店時刻 翌午前二時 二 その他(未定) イ 開店時刻 午前七時 ロ 閉店時刻 午後十時
来客が駐車場を利用することができ る時間帯	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 駐車場① イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで 二 駐車場② イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで 三 駐車場③ イ 位置 届出の図面のと	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 駐車場① イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後十時まで 二 駐車場② イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前二時三十分まで 三 駐車場③ イ 位置 届出の図面のと

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間 午前六時から午後八時まで	おり 利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで
午前六時から午後十時まで	おり 利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前二時三十分まで

3 変更する年月日 令和三年十二月二十二日外  
 届出年月日 令和三年四月二十一日  
 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター  
 縦覧期間 この公告の日から令和三年九月十日日まで

● 使用料の収納事務の委託  
 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。  
 令和三年五月十日

一 委託の相手方 甲府市貢川一丁目四番二十七号 SPS・桔梗屋・KBS共同事業体 二 委託に係る使用料 山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の使用料 三 委託の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	山梨県知事 長 崎 幸太郎
---	---------------

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十七項の規定により、三ツ沢土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 令和三年五月十日

一 退任 山梨県知事 長 崎 幸太郎	山梨県知事 長 崎 幸太郎
-----------------------	---------------

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名
中根義明	海瀬正孝	海瀬政友	横森幸久	平賀元雄	平賀秀仁	横森信男	横森匡	横森嘉男	横森正次	横内清昭	横内清昭	氏名
斐崎市穂坂町三ツ沢二千三百四十番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千四百五十番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千四百五十一番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千六百十三番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千四百九十三番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千六百九十二番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千二百九十二番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千五百九十番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千三百六十七番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千七百八十九番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千五百六十八番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千五百六十八番地	住所
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和三年三月三十一日	退任年月日

同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
横森哲	石宮政二	望月賢治	横森宗男	仲川常人	鶴田恭臣	山田真治	小田切立治	横森鈴子	三枝苗成	横森武千代	横森武千代	
斐崎市穂坂町三ツ沢二千六百七十四番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千四百四十七番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千四百四十八番地	斐崎市穂坂町三ツ沢三千二百三十二番地	斐崎市穂坂町柳平二百二十八番地	斐崎市穂坂町宮久保六千二百五十三番地	斐崎市穂坂町三ツ沢千二百二十九番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千四百四十三番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千九百十八番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千九百十三番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千二百二十九番地	斐崎市穂坂町三ツ沢二千二百二十九番地	十九番地三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

二 就任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名
坂本朋子	山本拓夫	平賀忠治	西海正行	横森義信	横森政純	平賀孝徳	横森和成	横森礼治	平賀光長	氏名	
葦崎市穂坂町三ツ沢二千六百三十三番地	葦崎市穂坂町三ツ沢二千四百二十三番地	葦崎市穂坂町三ツ沢二千六百八十四番地	葦崎市穂坂町三ツ沢二千五百三十六番地	葦崎市穂坂町三ツ沢二千六百二十一番地	葦崎市穂坂町三ツ沢二千五百八番地	葦崎市穂坂町三ツ沢二千四百八十七番地	葦崎市穂坂町三ツ沢二千三百七十二番地	葦崎市穂坂町三ツ沢二千三百三十九番地	葦崎市穂坂町三ツ沢二千六百九十一番地	住所	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和三年四月一日	就任年月日	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
横森喜男	相山拓也	横森宏尹	横森友子	山田真治	齐藤博志	平賀紀文	峰岸弘輔	福田邦明	横内清昭	平賀久夫	監事	
葦崎市穂坂町三ツ沢二千二百五十一番地	葦崎市穂坂町三ツ沢二千二百八十六番地	葦崎市穂坂町三ツ沢千八百二十五番地	葦崎市穂坂町三ツ沢二千四百四十九番地	葦崎市穂坂町三ツ沢千二百二十九番地	葦崎市穂坂町三ツ沢二千六十一番地	葦崎市穂坂町柳平千三百七番地	葦崎市穂坂町宮久保六千二百一十二番地	葦崎市穂坂町三ツ沢三千二百一十三番地	葦崎市穂坂町三ツ沢二千五百六十八番地	葦崎市穂坂町三ツ沢二千六百八十五番地	同	十三番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	



同

跡部俊保

地 葦崎市穂坂町三ツ沢千百十七番

同

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年五月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量（機動観測）

二 測量の地域 山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

三 測量の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番